

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第38号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第14条関係） 一般県営住宅等及び条例第31条の2の規定により使用させる一般県営住宅等 略 特別県営住宅				別表第1（第14条関係） 一般県営住宅等及び条例第31条の2の規定により使用させる一般県営住宅等 略 特別県営住宅			
団地名	建設年度	構造別	金額（月額）	団地名	建設年度	構造別	金額（月額）
木太コーポラス	略	中層耐火構造5階建	令第2条及び第16条第1項の規定に準じて算定した額（条例第28条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該報告の請求に応じない入居者にあつては、近傍同種の住宅の家賃）	木太コーポラス	略	中層耐火構造5階建	1階、2階及び3階にあるものにあつては、 14,300円 4階及び5階にあるものにあつては、 13,800円
	昭和47年度				略		
略				略			
備考							
1 近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び第16条第1項の規定に準じて算定した額とする。							
2 一般県営住宅又は特別県営住宅の入居者が、法第44条第3項の規定による一般県営住宅の用途の廃止による一般県営住宅の除却又は特別県営住宅の修繕に伴い修繕後の特別県営住宅に入居する場合において、新たに入居する特別県営住宅の家賃が従前の一般県営住宅又は特別県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、令第12条及び第16条第2項							

の規定に準じて、当該入居者の家賃を減額するものとする。
 特定公共賃貸住宅 略

別表第3（第14条の2関係）

区分	対象者	減額の内容
1 略		
2 特別県営住宅	略	
	第14条の2第1項第3号又は第5号に掲げる世帯に属する者	略
	特別県営住宅（建設年度が昭和47年度のみに限る。）の入居者であつて、第14条の2第1項第6号に掲げる世帯に属するもの	家賃の額から令第2条第1項の規定に準じて減少した収入で算定した家賃の額を差し引いた額の減額

備考 略

特定公共賃貸住宅 略

別表第3（第14条の2関係）

区分	対象者	減額の内容
1 略		
2 特別県営住宅	略	
	第14条の2第1項第3号又は第5号に掲げる世帯に属する者	略

備考 略

附 則
 この規則は、令和5年10月1日から施行する。